

議案第59号

さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例等の一部を改正する条例の制定について

さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例等の一部を改正する条例

(さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例の一部改正)

第1条 さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例(平成13年さいたま市条例第145号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(構成施設)</p> <p>第2条 グリーンヒルうらわは、次に掲げる施設をもって構成する。</p> <p>(1) 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第28項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)</p> <p>(2)~(4) [略]</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 グリーンヒルうらわは、前条各号に掲げる施設の総合的管理その他設置の目的を達成するために、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める業務を行う。</p> <p>(1) 介護老人保健施設 <u>法第8条第28項</u>に規定</p>	<p>(構成施設)</p> <p>第2条 グリーンヒルうらわは、次に掲げる施設をもって構成する。</p> <p>(1) 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第27項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)</p> <p>(2)~(4) [略]</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 グリーンヒルうらわは、前条各号に掲げる施設の総合的管理その他設置の目的を達成するために、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める業務を行う。</p> <p>(1) 介護老人保健施設 <u>法第8条第27項</u>に規定</p>

する介護保健施設サービス（以下「介護保健施設サービス」という。）並びに同条第1項に規定する居宅サービスのうち同条第10項に規定する短期入所療養介護（以下「短期入所療養介護」という。）及び同条第8項に規定する通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション」という。）並びに法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスのうち同条第8項に規定する介護予防短期入所療養介護（以下「介護予防短期入所療養介護」という。）及び同条第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション（以下「介護予防通所リハビリテーション」という。）に関する業務

(2) [略]

(3) 老人デイサービスセンター 法第8条第7項に規定する通所介護（以下「通所介護」という。）、法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（以下「第1号通所事業」という。）及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（以下「介護予防通所介護」という。）に関する業務

(4) [略]

2 [略]

(利用定員)

第15条 老人デイサービスセンターの利用定員は、20人とする。ただし、第1号通所事業のうち市長が別に定めるサービスに係る利用定員については、市長が別に定める。

(利用対象者)

第16条 老人デイサービスセンターの利用対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 通所介護に係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費の支給に係る者、第1号通所事業に係る第1号事業支給費の支給に係る者又は介護予防通所介護に係る介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給に係る者

(2) [略]

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による居宅介護、介護予防又は介護予防・日常生活支援（通所介護、第1号通所事業又は

する介護保健施設サービス（以下「介護保健施設サービス」という。）並びに同条第1項に規定する居宅サービスのうち同条第10項に規定する短期入所療養介護（以下「短期入所療養介護」という。）及び同条第8項に規定する通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション」という。）並びに法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスのうち同条第10項に規定する介護予防短期入所療養介護（以下「介護予防短期入所療養介護」という。）及び同条第8項に規定する介護予防通所リハビリテーション（以下「介護予防通所リハビリテーション」という。）に関する業務

(2) [略]

(3) 老人デイサービスセンター 法第8条第7項に規定する通所介護及び法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に関する業務

(4) [略]

2 [略]

(利用定員)

第15条 老人デイサービスセンターの利用定員は、20人とする。

(利用対象者)

第16条 老人デイサービスセンターの利用対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費の支給に係る者又は介護予防通所介護に係る介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給に係る者

(2) [略]

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による居宅介護又は介護予防（法第8条第7項に規定する通所介護又は法第8条の2第7

介護予防通所介護に限る。)に係る介護扶助に係る者

- (4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に規定する介護支援給付（通所介護、第1号通所事業又は介護予防通所介護に係るものに限る。）に係る者

(利用料金)

第17条 老人デイサービスセンターの利用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を納付しなければならない。

- (1) 通所介護 厚生労働大臣が定める基準により算定した額及び厚生労働省令で規定する費用で、指定管理者が定める額
- (2) 第1号通所事業 市長が定めるところにより算定した額及び市長が定める費用で、指定管理者が定める額
- (3) 介護予防通所介護 旧介護保険法に基づき、厚生労働大臣が定める基準により算定した額及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成27年厚生労働省令第57号）附則第4条の規定によりなおその効力を有するとされた同令第2条の規定による改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第84条第1号に規定する費用で、指定管理者が定める額

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第24条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年さいたま市条例第1号）第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長がグリーンヒルうらわの管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、次に掲げる使用料を徴収する。

- (1)・(2) [略]
- (3) 老人デイサービスセンターの利用者は、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに掲げる額
- ア 通所介護 厚生労働大臣が定める基準によ

項に規定する介護予防通所介護に限る。)に係る介護扶助に係る者

- (4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に規定する介護支援給付（法第8条第7項に規定する通所介護又は法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に係るものに限る。）に係る者

(利用料金)

第17条 老人デイサービスセンターの利用者は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額及び厚生労働省令で規定する費用で指定管理者が定める額を納付しなければならない。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第24条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年さいたま市条例第1号）第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長がグリーンヒルうらわの管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、次に掲げる使用料を徴収する。

- (1)・(2) [略]
- (3) 老人デイサービスセンターの利用者は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額及び厚生労働省令に規定する費用で市長が定める額

<p><u>り算定した額及び厚生労働省令に規定する費用で、市長が定める額</u></p> <p>イ <u>第1号通所事業 市長が定めるところにより算定した額及び市長が定める費用で、市長が定める額</u></p> <p>ウ <u>介護予防通所介護 旧介護保険法に基づき、厚生労働大臣が定める基準により算定した額及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成27年厚生労働省令第57号）附則第4条の規定によりなおその効力を有するとされた同令第2条の規定による改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第84条第1号に規定する費用で、市長が定める額</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>
---	-----------------------------

第2条 さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第3条 <u>グリーンヒルうらわは、前条各号に掲げる施設の総合的管理その他設置の目的を達成するために、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める業務を行う。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>老人デイサービスセンター 法第8条第7項に規定する通所介護（以下「通所介護」という。）及び法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業（以下「第1号通所事業」という。）に関する業務</u></p>	<p>(業務)</p> <p>第3条 <u>グリーンヒルうらわは、前条各号に掲げる施設の総合的管理その他設置の目的を達成するために、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める業務を行う。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>老人デイサービスセンター 法第8条第7項に規定する通所介護（以下「通所介護」という。）及び法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業（以下「第1号通所事業」という。）及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の規</u></p>

- (4) [略]
2 [略]

(利用対象者)

第16条 老人デイサービスセンターの利用対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 通所介護に係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費の支給に係る者又は第1号通所事業に係る第1号事業支給費の支給に係る者
- (2) [略]
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による居宅介護又は介護予防・日常生活支援（通所介護又は第1号通所事業に限る。）に係る介護扶助に係る者
- (4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に規定する介護支援給付（通所介護又は第1号通所事業に係るものに限る。）に係る者

(利用料金)

第17条 老人デイサービスセンターの利用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を納付しなければならない。

- (1)・(2) [略]

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第24条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定

定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（以下「介護予防通所介護」という。）に関する業務

- (4) [略]
2 [略]

(利用対象者)

第16条 老人デイサービスセンターの利用対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 通所介護に係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費の支給に係る者、第1号通所事業に係る第1号事業支給費の支給に係る者又は介護予防通所介護に係る介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給に係る者
- (2) [略]
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による居宅介護、介護予防又は介護予防・日常生活支援（通所介護、第1号通所事業又は介護予防通所介護に限る。）に係る介護扶助に係る者
- (4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に規定する介護支援給付（通所介護、第1号通所事業又は介護予防通所介護に係るものに限る。）に係る者

(利用料金)

第17条 老人デイサービスセンターの利用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を納付しなければならない。

- (1)・(2) [略]
- (3) 介護予防通所介護 旧介護保険法に基づき、厚生労働大臣が定める基準により算定した額及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成27年厚生労働省令第57号）附則第4条の規定によりなおその効力を有するとされた同令第2条の規定による改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第84条第1号に規定する費用で、指定管理者が定める額

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第24条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定

<p>の手続等に関する条例（平成16年さいたま市条例第1号）第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長がグリーンヒルうらわの管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、次に掲げる使用料を徴収する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 老人デイサービスセンターの利用者は、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに掲げる額</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>の手続等に関する条例（平成16年さいたま市条例第1号）第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長がグリーンヒルうらわの管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、次に掲げる使用料を徴収する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 老人デイサービスセンターの利用者は、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに掲げる額</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>介護予防通所介護 旧介護保険法に基づき、厚生労働大臣が定める基準により算定した額及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成27年厚生労働省令第57号）附則第4条の規定によりなおその効力を有するとされた同令第2条の規定による改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第84条第1号に規定する費用で、市長が定める額</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>
---	---

（さいたま市年輪荘条例の一部改正）

第3条 さいたま市年輪荘条例（平成13年さいたま市条例第148号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定員)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 年輪荘の老人デイサービスセンター（以下「センター」という。）の利用定員は、10人とする。<u>ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）</u></p>	<p>(定員)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 年輪荘の老人デイサービスセンター（以下「センター」という。）の利用定員は、10人とする。</p>

第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（以下「第1号通所事業」という。）のうち市長が別に定めるサービスに係る利用定員については、市長が別に定める。

（事業）

第3条 [略]

2 センターは、次に掲げる者について、介護保険法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護（以下「地域密着型通所介護」という。）、第1号通所事業又は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（以下「介護予防通所介護」という。）を行う。

(1) [略]

(2) 介護保険法の規定による、地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費の支給に係る者、第1号通所事業に係る第1号事業支給費の支給に係る者又は介護予防通所介護に係る介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給に係る者

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による居宅介護、介護予防又は介護予防・日常生活支援（地域密着型通所介護、第1号通所事業又は介護予防通所介護に限る。）に係る介護扶助に係る者

(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に規定する介護支援給付（地域密着型通所介護、第1号通所事業又は介護予防通所介護に係るものに限る。）に係る者

（指定管理者による管理等）

第4条 [略]

2 [略]

3 第2条第2項本文の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てセンターの利用定員を変更することができる。

（事業）

第3条 [略]

2 センターは、次に掲げる者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護又は同法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護を行う。

(1) [略]

(2) 介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費の支給に係る者又は同法の規定による介護予防通所介護に係る介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給に係る者

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による居宅介護又は介護予防（介護保険法第8条第7項に規定する通所介護又は同法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に限る。）に係る介護扶助に係る者

(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に規定する介護支援給付（介護保険法第8条第7項に規定する通所介護又は同法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に係るものに限る。）に係る者

3 センターは、前項の通所介護に準ずる事業として、生きがい活動支援通所事業を行う。

（指定管理者による管理等）

第4条 [略]

2 [略]

3 第2条第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てセンターの利用定員を変更することができる。

<p>(減免)</p> <p><u>第11条</u> 市長は、第10条の規定によりホームに入所した者が、天災その他特別の事由により市長が定める額を支払うことが困難であると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。</p> <p>(費用等の収入)</p> <p><u>第12条</u> 市長は、第3条第1項第1号に規定する者への入所による養護に係る費用、同条第2項各号に規定する者への<u>地域密着型通所介護、第1号通所事業又は介護予防通所介護に係る費用及び第10条の規定による費用</u>を指定管理者の収入として収受させることができる。</p>	<p>(利用料)</p> <p><u>第11条</u> 第3条第3項に規定する事業を利用する者は、市長が別に定める額を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>(減免)</p> <p><u>第12条</u> 市長は、第10条の規定によりホームに入所した者又は前条の規定によりセンターを利用する者が、天災その他特別の事由により市長が定める額を支払うことが困難であると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。</p> <p>(費用等の収入)</p> <p><u>第13条</u> 市長は、第3条第1項第1号に規定する者への入所による養護に係る費用、同条第2項各号に規定する者への<u>通所介護又は介護予防通所介護に係る費用、第10条の規定による費用及び第11条の規定による利用料</u>を指定管理者の収入として収受させることができる。</p>
--	---

第4条 さいたま市年輪荘条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 センターは、次に掲げる者について、介護保険法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護（以下「地域密着型通所介護」という。）又は<u>第1号通所事業</u>を行う。</p> <p>(1) [略]</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 センターは、次に掲げる者について、介護保険法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護（以下「地域密着型通所介護」という。）<u>、第1号通所事業又は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（以下「介護予防通所介護」という。）</u>を行う。</p> <p>(1) [略]</p>

<p>(2) 介護保険法の規定による、地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費の支給に係る者又は第1号通所事業に係る第1号事業支給費の支給に係る者</p> <p>(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による居宅介護又は介護予防・日常生活支援（地域密着型通所介護又は第1号通所事業に限る。）に係る介護扶助に係る者</p> <p>(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に規定する介護支援給付（地域密着型通所介護又は第1号通所事業に係るものに限る。）に係る者</p> <p>（費用等の収入）</p> <p>第12条 市長は、第3条第1項第1号に規定する者への入所による養護に係る費用、同条第2項各号に規定する者への地域密着型通所介護又は第1号通所事業に係る費用及び第10条の規定による費用を指定管理者の収入として収受させることができる。</p>	<p>(2) 介護保険法の規定による、地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費の支給に係る者、<u>第1号通所事業</u>に係る第1号事業支給費の支給に係る者又は介護予防通所介護に係る介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給に係る者</p> <p>(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による居宅介護、<u>介護予防又は介護予防・日常生活支援（地域密着型通所介護、第1号通所事業又は介護予防通所介護に限る。）</u>に係る介護扶助に係る者</p> <p>(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に規定する介護支援給付（地域密着型通所介護、<u>第1号通所事業又は介護予防通所介護</u>に係るものに限る。）に係る者</p> <p>（費用等の収入）</p> <p>第12条 市長は、第3条第1項第1号に規定する者への入所による養護に係る費用、同条第2項各号に規定する者への地域密着型通所介護、<u>第1号通所事業又は介護予防通所介護</u>に係る費用及び第10条の規定による費用を指定管理者の収入として収受させることができる。</p>
--	---

（さいたま市高齢者デイサービスセンター条例の一部改正）

第5条 さいたま市高齢者デイサービスセンター条例（平成13年さいたま市条例第153号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（名称、定員及び位置）</p> <p>第2条 センターの名称、定員及び位置は、次のとおりとする。<u>ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（以下「第1号通所事業</u></p>	<p>（名称、定員及び位置）</p> <p>第2条 センターの名称、定員及び位置は、次のとおりとする。</p>

」という。)のうち市長が別に定めるサービスに係る定員については、市長が別に定める。

[略]

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる者について、介護保険法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護(以下「地域密着型通所介護」という。)、第1号通所事業又は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の規定による改正前の介護保険法(以下「旧介護保険法」という。)第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護(以下「介護予防通所介護」という。)を行う。ただし、さいたま市大砂土デイサービスセンター(以下「大砂土センター」という。)においては、介護保険法第8条第17項、同法第115条の45第1項第1号ロ及び旧介護保険法第8条の2第7項の規定による支援のうち入浴は行わない。

(1) [略]

(2) 介護保険法の規定による、地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費の支給に係る者、第1号通所事業に係る第1号事業支給費の支給に係る者又は介護予防通所介護に係る介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給に係る者

(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による居宅介護、介護予防又は介護予防・日常生活支援(地域密着型通所介護、第1号通所事業又は介護予防通所介護に限る。)に係る介護扶助に係る者

(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に規定する介護支援給付(地域密着型通所介護、第1号通所事業又は介護予防通所介護に係るものに限る。)に係る者

(利用料金)

第9条 第3条第2号に規定する者がセンターを利用したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を、センターの利用に係る料金

[略]

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる者について、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第7項に規定する通所介護又は同法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護を行う。ただし、さいたま市大砂土デイサービスセンター(以下「大砂土センター」という。)においては、同法第8条第7項及び第8条の2第7項に規定する世話のうち入浴は行わない。

(1) [略]

(2) 介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費の支給に係る者又は同法の規定による介護予防通所介護に係る介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給に係る者

(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による居宅介護又は介護予防(介護保険法第8条第7項に規定する通所介護又は同法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に限る。)に係る介護扶助に係る者

(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に規定する介護支援給付(介護保険法第8条第7項に規定する通所介護又は同法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に係るものに限る。)に係る者

2 センターは、前項の通所介護に準ずる事業として、生きがい活動支援通所事業を行う。

(利用料金)

第9条 第3条第1項第2号に規定する者がセンターを利用したときは、介護保険法に基づき、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の範囲内

として指定管理者（第12条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）に支払わなければならない。

- (1) 地域密着型通所介護 介護保険法に基づき、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の範囲内において指定管理者が定める額
- (2) 第1号通所事業 市長が定めるところにより算定する額の範囲内において指定管理者が定める額
- (3) 介護予防通所介護 旧介護保険法に基づき、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の範囲内において指定管理者が定める額

2 前項に規定する利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入とする。

（指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等）

第13条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の 手続等に関する条例（平成16年さいたま市条例第1号）第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長がセンターの管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、第3条第2号に規定する者がセンターを利用したときは次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額をセンターの使用料として徴収する。

- (1) 地域密着型通所介護 介護保険法に基づき、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の範囲内において市長が定める額
- (2) 第1号通所事業 市長が定めるところにより算定した額の範囲内において市長が定める額
- (3) 旧介護保険法に基づき、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の範囲内において市長が定める額

2 前項の場合にあつては、第9条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「利用に係る料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者（第12条第1項に規定する指定管理者をいう。

において指定管理者（第12条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）が定める額を、センターの利用に係る料金として指定管理者に支払わなければならない。

2 センターで、第3条第2項に規定する事業を利用する者は、市長が別に定める額の当該事業の利用に係る料金を指定管理者に支払わなければならない。

3 前2項に規定する利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入とする。

（指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等）

第13条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の 手続等に関する条例（平成16年さいたま市条例第1号）第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長がセンターの管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、第3条第1項第2号に規定する者がセンターを利用したときは介護保険法に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した額の範囲内において市長が定める額を、同条第2項に規定する事業を利用するときは市長が別に定める額をセンターの使用料として徴収する。

2 前項の場合にあつては、第9条第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、第9条第1項中「指定管理者（第12条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。

以下この条において同じ。) 」とあるのは「市長」と、「指定管理者が」とあるのは「市長が」と読み替えるものとする。

) 」とあるのは「市長」と、「利用に係る料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「額の当該事業の利用に係る料金を指定管理者」とあるのは「使用料を市長」と読み替えるものとする。

第6条 さいたま市高齢者デイサービスセンター条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第3条 センターは、次に掲げる者について、介護保険法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護（以下「地域密着型通所介護」という。）又は<u>第1号通所事業</u>を行う。ただし、さいたま市大砂土デイサービスセンター（以下「大砂土センター」という。）においては、介護保険法第8条第17項及び同法第115条の45第1項第1号ロの規定による支援のうち入浴は行わない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 介護保険法の規定による、地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費の支給に係る者又は<u>第1号通所事業</u>に係る第1号事業支給費の支給に係る者</p> <p>(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による居宅介護、介護予防又は介護予防・日常生活支援（地域密着型通所介護又は第1号</p>	<p>(業務)</p> <p>第3条 センターは、次に掲げる者について、介護保険法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護（以下「地域密着型通所介護」という。）<u>、第1号通所事業又は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（以下「介護予防通所介護」という。）</u>を行う。ただし、さいたま市大砂土デイサービスセンター（以下「大砂土センター」という。）においては、介護保険法第8条第17項、<u>同法第115条の45第1項第1号ロ及び旧介護保険法第8条の2第7項の規定による支援のうち入浴は行わない。</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 介護保険法の規定による、地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費の支給に係る者、<u>第1号通所事業</u>に係る第1号事業支給費の支給に係る者又は<u>介護予防通所介護に係る介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給に係る者</u></p> <p>(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による居宅介護、介護予防又は介護予防・日常生活支援（地域密着型通所介護、<u>第1号通</u></p>

<p>通所事業に限る。)に係る介護扶助に係る者</p> <p>(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に規定する介護支援給付（地域密着型通所介護又は第1号通所事業に係るものに限る。）に係る者</p> <p>(利用料金)</p> <p>第9条 第3条第2号に規定する者がセンターを利用したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を、センターの利用に係る料金として指定管理者（第12条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）に支払わなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)</p> <p>第13条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年さいたま市条例第1号）第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長がセンターの管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、第3条第2号に規定する者がセンターを利用したときは次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額をセンターの使用料として徴収する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>所事業又は介護予防通所介護に限る。)に係る介護扶助に係る者</p> <p>(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に規定する介護支援給付（地域密着型通所介護、第1号通所事業又は介護予防通所介護に係るものに限る。）に係る者</p> <p>(利用料金)</p> <p>第9条 第3条第2号に規定する者がセンターを利用したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を、センターの利用に係る料金として指定管理者（第12条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）に支払わなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>介護予防通所介護 旧介護保険法に基づき、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の範囲内において指定管理者が定める額</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)</p> <p>第13条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年さいたま市条例第1号）第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長がセンターの管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、第3条第2号に規定する者がセンターを利用したときは次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額をセンターの使用料として徴収する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>旧介護保険法に基づき、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の範囲内において市長が定める額</u></p> <p>2 [略]</p>
--	--

(さいたま市与野本町デイサービスセンター条例の一部改正)

第7条 さいたま市与野本町デイサービスセンター条例（平成13年さいたま市条例第154号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、

改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第2条 センターは、次に掲げる者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護（以下「通所介護」という。）<u>、同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（以下「第1号通所事業」という。）又は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）</u>第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（以下「介護予防通所介護」という。）を行う。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>介護保険法の規定による、通所介護に係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費の支給に係る者、第1号通所事業に係る第1号事業支給費の支給に係る者又は介護予防通所介護に係る介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給に係る者</u></p> <p>(3) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による居宅介護、介護予防又は介護予防・日常生活支援（通所介護、第1号通所事業又は介護予防通所介護に限る。）に係る介護扶助に係る者</u></p> <p>(4) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に規定する介護支援給付（通所介護、第1号通所事業又は介護予防通所介護に係るものに限る。）に係る者</u></p> <p><u>2</u> センターは、市内に居住する在宅の18歳以上の身体障害者で次に掲げるものについて、自立訓練、<u>生活介護等</u>の事業を行うことができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>(業務)</p> <p>第2条 センターは、次に掲げる者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護又は同法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護を行う。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費の支給に係る者又は同法の規定による介護予防通所介護に係る介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給に係る者</u></p> <p>(3) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による居宅介護又は介護予防（介護保険法第8条第7項に規定する通所介護又は同法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に限る。）に係る介護扶助に係る者</u></p> <p>(4) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に規定する介護支援給付（介護保険法第8条第7項に規定する通所介護又は同法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に係るものに限る。）に係る者</u></p> <p><u>2</u> センターは、前項の通所介護に準ずる事業として、<u>生きがい活動支援通所事業</u>を行う。</p> <p><u>3</u> センターは、市内に居住する在宅の18歳以上の身体障害者で次に掲げるものについて、自立訓練、<u>生活指導等</u>の事業を行うことができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>

(利用定員)

第5条 センターの利用定員は、30人とする。ただし、第1号通所事業のうち市長が別に定めるサービスに係る利用定員については、市長が別に定める。

(利用料金)

第9条 第2条第1項第2号に規定する者がセンターを利用したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を、センターの利用に係る料金として指定管理者（第12条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）に支払わなければならない。

- (1) 通所介護 介護保険法に基づき、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の範囲内において指定管理者が定める額
- (2) 第1号通所事業 市長が定めるところにより算定する額の範囲内において指定管理者が定める額
- (3) 介護予防通所介護 旧介護保険法に基づき、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の範囲内において指定管理者が定める額

2 センターで第2条第2項に規定する事業を利用する者は、市長が別に定める額の当該事業の利用に係る料金を指定管理者に支払わなければならない。

3 [略]

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第13条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年さいたま市条例第1号）第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長がセンターの管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、第2条第1項第2号に規定する者がセンターを利用したときは次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額をセンターの使用料として徴収する。

- (1) 通所介護 介護保険法に基づき、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の範囲内において市長が定める額
- (2) 第1号通所事業 市長が定めるところにより

(利用定員)

第5条 センターの1日当たりの標準利用定員は、30人とする。

(利用料金)

第9条 第2条第1項第2号に規定する者がセンターを利用したときは、介護保険法に基づき、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の範囲内において指定管理者（第12条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）が定める額を、センターの利用に係る料金として指定管理者に支払わなければならない。

2 センターで第2条第2項又は第3項に規定する事業を利用する者は、市長が別に定める額の当該事業の利用に係る料金を指定管理者に支払わなければならない。

3 [略]

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第13条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年さいたま市条例第1号）第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長がセンターの管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、第2条第1項第2号に規定する者がセンターを利用したときは介護保険法に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した額の範囲内において市長が定める額を、同条第2項又は第3項に規定する事業を利用したときは市長が別に定める額をセンターの使用料として徴収する。

<p>算定した額の範囲内において市長が定める額</p> <p>(3) <u>介護予防通所介護 旧介護保険法に基づき、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の範囲内において市長が定める額</u></p> <p>(4) <u>第2条第2項に規定する事業 市長が別に定める額</u></p> <p>2 前項の場合にあつては、第9条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「<u>利用に係る料金</u>」とあるのは「<u>使用料</u>」と、「<u>指定管理者</u>」（第12条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）とあるのは「<u>市長</u>」と、「<u>指定管理者が</u>」とあるのは「<u>市長が</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>2 前項の場合にあつては、第9条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「<u>指定管理者</u>（第12条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）」とあるのは「<u>市長</u>」と、「<u>利用に係る料金</u>」とあるのは「<u>使用料</u>」と、「<u>指定管理者に</u>」とあるのは「<u>市長に</u>」と、「<u>同条第2項中「額の当該事業の利用に係る料金を指定管理者」とあるのは「使用料を市長」と読み替えるものとする。</u></p>
---	--

第8条 さいたま市与野本町デイサービスセンター条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第2条 センターは、次に掲げる者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護（以下「通所介護」という。）<u>又は同法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業（以下「第1号通所事業」という。）</u>を行う。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 介護保険法の規定による、通所介護に係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費の支給に係る者<u>又は第1号通所事業に係る第1号事業支給費の支給に係る者</u></p>	<p>(業務)</p> <p>第2条 センターは、次に掲げる者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護（以下「通所介護」という。）<u>、同法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業（以下「第1号通所事業」という。）又は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（以下「介護予防通所介護」という。）</u>を行う。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 介護保険法の規定による、通所介護に係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費の支給に係る者、<u>第1号通所事業に係る第1号事業支給費の支給に係る者又は介護予防通所介護に係る介護予防サービス費若しくは特例</u></p>

<p>(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による居宅介護、介護予防又は介護予防・日常生活支援（通所介護又は第1号通所事業に限る。）に係る介護扶助に係る者</p> <p>(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に規定する介護支援給付（通所介護又は第1号通所事業に係るものに限る。）に係る者</p> <p>（利用料金）</p> <p>第9条 第2条第1項第2号に規定する者がセンターを利用したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を、センターの利用に係る料金として指定管理者（第12条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）に支払わなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等）</p> <p>第13条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年さいたま市条例第1号）第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長がセンターの管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、第2条第1項第2号に規定する者がセンターを利用したときは次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額をセンターの使用料として徴収する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>介護予防サービス費の支給に係る者</p> <p>(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による居宅介護、介護予防又は介護予防・日常生活支援（通所介護、第1号通所事業又は介護予防通所介護に限る。）に係る介護扶助に係る者</p> <p>(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に規定する介護支援給付（通所介護、第1号通所事業又は介護予防通所介護に係るものに限る。）に係る者</p> <p>（利用料金）</p> <p>第9条 第2条第1項第2号に規定する者がセンターを利用したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を、センターの利用に係る料金として指定管理者（第12条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）に支払わなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>介護予防通所介護 旧介護保険法に基づき、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の範囲内において指定管理者が定める額</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>（指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等）</p> <p>第13条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年さいたま市条例第1号）第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長がセンターの管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、第2条第1項第2号に規定する者がセンターを利用したときは次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額をセンターの使用料として徴収する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>介護予防通所介護 旧介護保険法に基づき、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の範囲内において市長が定める額</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>
---	--

附 則

この条例中第1条、第3条、第5条及び第7条の規定は平成29年4月1日から、

第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は平成30年4月1日から施行する。